

佐賀県立佐賀工業高等学校 運動部活動に係る活動方針

◎ 基本方針

- ・体力や気力の向上に努め、豊かなコミュニケーション力を身につけ、幅広い人間関係を育成する。(部活動加入率増や教育活動の活性化、全国・九州大会への出場増加。)

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、国のガイドラインに則り、佐賀県の方針を参考に、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- (2) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長へ提出するとともに、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 運動部顧問は、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた、合理的で効果的な活動を実践する。
- (2) 運動部顧問は、熱中症など生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、校長は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。
- (3) 重大事故発生時に対応できるよう、運動部すべての生徒・顧問に対して心肺蘇生法やAEDの研修を実施する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上（平日1日、週休日1日）の休養日を設ける。なお、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。
- (2) 長期休業中の休養日も学期中に準じるとともに、適切な長期休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 定期考查前1週間は、部活動休養日とする。ただし、校長は、1か月以内に公式戦がある場合、短時間の活動を認めることができる。

4 参加する大会や練習試合等の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

5 強化拠点指定の運動部活動

県並びに県教育委員会から強化拠点に指定されている運動部活動についても1～4を原則とするが、校長は、強化指定に係る特定の強化合宿・合同練習等への参加にあたり、臨機に休養日の変更等を認めることができる。